

令和5年度 第7回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和6年3月11日（月）午後2時～
場 所 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和6年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係る申出の意向の確認について
- (2) その他

3 閉 会

令和5年度 第7回栃木地方最低賃金審議会 資料目録

1	令和6年度 栃木県特定最低賃金の改正決定の申出に係る意向の表明（確認）	
	産業別一覧	1
2	令和6年度 最低賃金に関する基礎調査対象産業表	3
3	日本標準産業分類の改定に伴う最低賃金の取扱いについて	5
4	令和5年度 栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況	7
5	栃木県における最低賃金の推移	9
6	令和5年度 地域別最低賃金改定状況	11

令和6年度 栃木県特定最低賃金の改正決定の
申出に係る意向の表明(確認) 産業別一覧

令和6年3月11日

申出区分		意向表明の件名	申出者	意向表明年月日
決定の別	形式			
改正決定	労働協約	栃木県塗料製造業最低賃金	JEC連合栃木地方連絡会 議長 吉見 洋平	令和6年2月20日
改正決定	公正競争	栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長 大杉 純一	令和6年2月20日
改正決定	労働協約	栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 栃木地方協議会 議長 益子 勝宏	令和6年2月20日
改正決定	労働協約	栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合総連合会 栃木地方協議会 議長 中島 一実	令和6年2月20日
改正決定	公正競争	栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長 大杉 純一	令和6年2月20日
改正決定	労働協約	栃木県各種商品小売業最低賃金	UAゼンセン栃木県支部 支部長 森田 了介	令和6年2月20日

(大計)

(中計)

(明細)

栃木労働局

調査対象産業計（製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、サービス業等）

01 地域別 最低賃金対象産業

02 特定 最低賃金対象産業

(大計)		(中計)		(明細)		
01	年齢・業務による適用除外労働者	01	年齢・業務による適用除外労働者	01	年齢・業務による適用除外労働者	
01	地域別 最低賃金対象産業	02	地域別最低賃金適用製造業	02	産業別最低賃金が適用されない製造業	E09・10・E110~115 E12~24(E1644を除く) E263(E2635を除く) E276 E32(E323,E3297を除く)
		03	地域別最低賃金適用情報通信業のうち新聞・出版業		繊維工業	E11(E110~115を除く)
					産業別最低賃金が適用されない電気機械器具製造業	E295・E297(E2973を除く) E299
					産業別最低賃金が適用されない輸送用機械器具製造業	E31(E311を除く)
		04	地域別最低賃金適用卸売業・小売業	04	卸売業、小売業	I50~55 I57~61
		05	地域別最低賃金適用学術研究、専門・技術サービス業	05	学術研究、専門・技術サービス業	L71~74
		06	地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業	06	宿泊業、飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業	M75・76 M77
		07	地域別最低賃金適用生活関連サービス業、娯楽等	07	洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業、娯楽業	N78 N79・80
		08	地域別最低賃金適用医療、福祉	08	医療、福祉	P83~85
		09	地域別最低賃金適用サービス業等	09	その他のサービス業	R88~95
02	特定 最低賃金対象産業	10	塗料製造業	10	塗料	E1644
		11	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	11	ボイラ・原動機	E251
					ポンプ・圧縮機器	E252
					一般産業用機械・装置	E253
					農業用機械	E261
					建設機械・鉱山機械	E262
					生活関連産業用機械	E264
					基礎素材産業用機械	E265
					金属加工機械	E266
					半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置	E267
					その他の生産用機械・同部分品	E269
					事務用機械器具	E271
		サービス用・娯楽用機械器具	E272			
		縫製機械	E2635			
		その他のはん用機械・同部分品	E259			
12	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	12	発電用・送電用・配電用電気機械器具	E291		
			産業用電気機械器具	E292		
			民生用電気機械器具	E293		
			電球・電気照明器具	E294		
			通信機械器具・同関連機械器具	E301		
			映像・音響機械器具	E302		
			光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ	E2832		
			電子計算機・同附属装置	E303		
			電子応用装置	E296		
			電子デバイス	E281		
			電子部品	E282		
記録メディア	E283(E2832を除く)					
電子回路	E284					
ユニット部品	E285					
その他の電子部品・デバイス・電子回路	E289					
13	自動車・同附属品製造業	13	自動車・同附属品	E311		
14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具	E273(E2738を除く)		
			医療用機械器具・医療用品	E274		
			医療用計測器	E2973		
			光学機械器具・レンズ	E275		
時計・同部分品	E323					
15	各種商品小売業	15	百貨店、総合スーパー その他の各種商品小売業	I561 I569		

※それぞれの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(L7282)も、特定最低賃金の適用となる。

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「,」（カンマ）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店**、**総合スーパー**」の3種（改定の内容は次の表を参照）。このほか「,」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
			糖類製造業
56	561	5611	百貨店、総合スーパー
			その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
		5699	
58	589	5891	飲食料品小売業
			コンビニエンスストア
60	603	6031	その他の小売業
			ドラッグストア
		6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095		食料品製造業	
			砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56	561	5611	百貨店	
			各種商品小売業	
	562	総合スーパーマーケット	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設	
	563	コンビニエンスストア	移動	
	564	ドラッグストア	移動	
	565	ホームセンター	移動	
	566	均一価格店	新設	
569	その他の各種商品小売業	名称変更		

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



- ・ 現行の特定最低賃金の改正であることの確認
- ・ 適用対象業種の範囲に変更がないことの確認

申出要件を確認し、受付

申出書の件名（旧産業分類）で必要性審議の諮問

必要性の審議

必要性
有

必要性
有

必要性
無

申出書の件名（旧産業分類）で答申

申出書の件名（旧産業分類）で
金額審議の諮問

金額審議において改正金額について答申

- ・ 答申文（本体）の件名は諮問に揃える
- ・ 答申文（別紙）に新産業分類に基づく件名及び適用対象業種の範囲を記載

答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長

●●地方最低賃金審議会長

●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）

（以下、略）

件名は諮問に揃える

●●労働局長

●●地方最低賃金審議会長

●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）

（以下、略）

<答申文（別紙）>

（別紙）

●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

新産業分類に基づく件名を記載

1 (略)

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者

4～6 (略)

（別紙）

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 (略)

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

4～6 (略)

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況

1 栃木地方最低賃金審議会等

回数 件名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
	栃木地方最低賃金審議会	5. 7. 5	5. 7. 31	5. 8. 7	5. 8. 23	5.10.30	5.11.15 (中止)
特別小委員会	5.8.17 (中止)						

2 栃木県最低賃金専門部会

区分 件名	諮問 年月日	第1回	第2回	第3回	結審状況	答申 年月日	官報公示 年月日	発効 年月日
	栃木県最低賃金	5. 7. 5	5. 7. 31	5. 8. 3	5. 8. 7	採決(使側反対) ↓ 採決(使側反対) (第3回本審)	5. 8. 7	5. 9. 1

3 栃木県特定最低賃金専門部会

区分 件名	改正決定の 必要性有無		第1回	第2回	結審状況	最低賃金の改正決定			
	諮問 年月日	答申 年月日				諮問 年月日	答申 年月日	官報公示 年月日	発効 年月日
栃木県塗料製造業最低賃金	5. 8. 7	5. 8. 23 (必要性有) 全会一致 (第4回本審)	5.10.5	5.10.23	採決(使側反対) ↓ 全会一致 (第5回本審)	5. 8. 23	5.10.30	5.11.29	5.12.31 (指定)
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金			5.10.10	5.10.23	全会一致		5.10.23	5.11.21	5.12.31 (指定)
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			5.10.2	5.10.12	採決(労側反対) ↓ 全会一致 (第5回本審)		5.10.30	5.11.29	5.12.31 (指定)
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金			5.10.5	5.10.18	採決(労側反対) ↓ 全会一致 (第5回本審)		5.10.30	5.11.29	5.12.31 (指定)
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金			5.10.17	5.10.24	全会一致		5.10.24	5.11.22	5.12.31 (指定)
栃木県各種商品小売業最低賃金	5. 8. 8 (取下げ)								

栃木県における最低賃金の推移

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
最低賃金の種類		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
栃木県最低賃金	時間額 (円)	700	705	718	733	751	775	800	826	853	854	882	913	954
	引上げ額 (円)	3	5	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	41
	改正率 (%)	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49
	発効日	23.10.1	24.10.1	25.10.19	26.10.1	27.10.1	28.10.1	29.10.1	30.10.1	元.10.1	2.10.1	3.10.1	4.10.1	5.10.1
塗料製造業	時間額 (円)	850	856	865	875	888	904	923	943	963	965	992	1,023	1,061
	引上げ額 (円)	4	6	9	10	13	16	19	20	20	2	27	31	38
	改正率 (%)	0.47	0.71	1.05	1.16	1.49	1.80	2.10	2.17	2.12	0.21	2.80	3.13	3.71
	発効日	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 (円)	793	799	809	821	835	851	869	889	910	913	939	970	1,007
	引上げ額 (円)	4	6	10	12	14	16	18	20	21	3	26	31	37
	改正率 (%)	0.51	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.36	0.33	2.85	3.30	3.81
	発効日	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 (円)	793	799	809	822	836	851	869	889	910	913	940	971	1,008
	引上げ額 (円)	4	6	10	13	14	15	18	20	21	3	27	31	37
	改正率 (%)	0.51	0.76	1.25	1.61	1.70	1.79	2.12	2.30	2.36	0.33	2.96	3.30	3.81
	発効日	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
自動車・同附属品製造業	時間額 (円)	797	802	812	825	840	856	875	896	917	920	947	978	1,016
	引上げ額 (円)	4	5	10	13	15	16	19	21	21	3	27	31	38
	改正率 (%)	0.50	0.63	1.25	1.60	1.82	1.90	2.22	2.40	2.34	0.33	2.93	3.27	3.89
	発効日	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	時間額 (円)	793	799	809	821	835	851	869	889	909	912	940	971	1,008
	引上げ額 (円)	4	6	10	12	14	16	18	20	20	3	28	31	37
	改正率 (%)	0.51	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.25	0.33	3.07	3.30	3.81
	発効日	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
各種商品小売業	時間額 (円)	758	763	773	786	800	817	837	850	871	874	(882)	(913)	(954)
	引上げ額 (円)	3	5	10	13	14	17	20	13	21	3	—	—	—
	改正率 (%)	0.40	0.66	1.31	1.68	1.78	2.13	2.45	1.55	2.47	0.34	—	—	—
	発効日	23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	—	—	—

(注) 「各種商品小売業」最低賃金は、令和5年10月1日以降、栃木県最低賃金（時間額954円）が適用されています

令和5年度 地域別最低賃金改定状況 (2023)

局番号	目ラン 安ク	都道府県名	令和4年度 (2022) 最低賃金額	令和5年度 (2023) 最低賃金額	引上げ額	引上げ率
1	B	北海道	920	960	40	4.35%
2	C	青森	853	898	45	5.28%
3	C	岩手	854	893	39	4.57%
4	B	宮城	883	923	40	4.53%
5	C	秋田	853	897	44	5.16%
6	C	山形	854	900	46	5.39%
7	B	福島	858	900	42	4.90%
8	B	茨城	911	953	42	4.61%
9	B	栃木	913	954	41	4.49%
10	B	群馬	895	935	40	4.47%
11	A	埼玉	987	1,028	41	4.15%
12	A	千葉	984	1,026	42	4.27%
13	A	東京	1,072	1,113	41	3.82%
14	A	神奈川	1,071	1,112	41	3.83%
15	B	新潟	890	931	41	4.61%
16	B	富山	908	948	40	4.41%
17	B	石川	891	933	42	4.71%
18	B	福井	888	931	43	4.84%
19	B	山梨	898	938	40	4.45%
20	B	長野	908	948	40	4.41%
21	B	岐阜	910	950	40	4.40%
22	B	静岡	944	984	40	4.24%
23	A	愛知	986	1,027	41	4.16%
24	B	三重	933	973	40	4.29%
25	B	滋賀	927	967	40	4.31%
26	B	京都	968	1,008	40	4.13%
27	A	大阪	1,023	1,064	41	4.01%
28	B	兵庫	960	1,001	41	4.27%
29	B	奈良	896	936	40	4.46%
30	B	和歌山	889	929	40	4.50%
31	C	鳥取	854	900	46	5.39%
32	B	島根	857	904	47	5.48%
33	B	岡山	892	932	40	4.48%
34	B	広島	930	970	40	4.30%
35	B	山口	888	928	40	4.50%
36	B	徳島	855	896	41	4.80%
37	B	香川	878	918	40	4.56%
38	B	愛媛	853	897	44	5.16%
39	C	高知	853	897	44	5.16%
40	B	福岡	900	941	41	4.56%
41	C	佐賀	853	900	47	5.51%
42	C	長崎	853	898	45	5.28%
43	C	熊本	853	898	45	5.28%
44	C	大分	854	899	45	5.27%
45	C	宮崎	853	897	44	5.16%
46	C	鹿児島	853	897	44	5.16%
47	C	沖縄	853	896	43	5.04%
全国加重平均			961	1,004	43	4.47%

